

## 令和5年度 第1回大田区障がい者差別解消支援地域協議会

日 時：令和5年8月7日（月） 13時30分から15時15分まで

出席者：荒木委員、安齋委員、石渡委員、川崎委員、閑製委員、大関氏（石委員代理）、  
杵鞭委員、小堀委員、近藤委員、杉山委員、鈴木委員、染谷委員、  
征矢委員、高橋委員、田中委員、中原委員、濱野委員、細谷委員、  
牧野委員、宮澤委員、宮田委員（書面参加者を含む 五十音順）

### 1 開会

(1) 福祉部長挨拶

(2) 委員の委嘱及び紹介

(3) 会長・副会長選出

安齋委員より石渡委員を会長として推薦し一同了承

石渡会長より高橋委員を副会長として推薦し一同了承

(4) 事務連絡（配布資料等確認）

### 2 報告

大田区障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱の改正について

資料2 大田区障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱について、事務局から報告

### 3 議題

(1) 大田区に寄せられた令和4年度の相談について

資料3 障害者差別解消法に係る相談内容一覧（令和4年度分）について、  
事務局から説明

杵鞭委員：

相談番号5について、読み上げソフトはパソコン用、何種類かの会社から出ているが、多くはPDFの中に図表やグラフがあると読み取れない箇所がある。そのため、テキストデータに変換した形でデータを提供いただくとある程度読み取れる。

今回の会議資料も読み取れないものがあつたため、テキスト化し送付してもらえるとありがたい。

障害福祉課長：

会議資料について至らなかつた点があるため、次回以降配慮を行い適切な対応をさせていただきます。

石渡会長：

相談番号5について、その後は相談があつたりしたのか。

障害福祉課長：

事業者及び利用者からはその後連絡はいただいていない。

石渡会長：

メール等での情報提供をしても対応が難しい方もいるため、本人が希望する合理的配慮の提供が必要と感じた。

相談番号4について、お互いのコミュニケーションがうまくいかなかったため、誤解が生まれてしまったのか。

障害福祉課長：

相談番号4について、担当者も差別的な発言等をしたつもりはなく、双方の受け取り方に相違があった。当該職員には誤解を招く表現は避けるよう申し入れを行った。

何げない一言も受け取り方はそれぞれであるため、相手の立場に立って、より丁寧な対応、言葉遣いに留意し対応を行っていききたい。

川崎委員：

精神障がい者で、受付の際に上手く話しをできない人もいるためゆっくり聞くことも合理的配慮の一つではないかと思っている。しかし、対応者に今度お母さんと一緒に来なさいと言われた方がいる。その方は成人であるためばかにされたように感じた。

合理的配慮は難しい。特に精神や発達障がいは見えない障がいと言われ、対応も難しいとは思いますが時間がかかることを理解し、声を聞き届けてほしいと思う。

障害福祉課長：

障害者差別解消法の合理的配慮の中では、介助者と一緒に障がいのある方が来た時、介助者ではなく本人に対して話しをするということも留意事項として挙げられている。本人を中心に理解いただくといった姿勢が大切であると考えている。

福祉部長：

相談番号4について、例えば特別養護老人ホームにおいて認知症等で、言葉が通じない高齢者に支援者が赤ちゃん言葉で話してしまうということがある。しかし、高齢者も当然、人格、人権があり、きちんと話してほしいという要望がある。

職員からすると分かりやすく子どもに接するような優しい言葉で声をかけたのかもしれないが、受け取る側は大人扱いをされていないという気持ちになってしまったと考える。

福祉部内においてこういった事例があったこと、今後子ども扱いと捉えられないような対応を行うよう周知する。

また、次はお母さんと来なさいというのも、どのような口調で伝えたか分からず憶測ではあるが、当該職員からすると説明が上手く伝わったか不明確であったため、

しっかりとご家族にも伝えたいと思い、お母さんと来てくださいという風に伝えたということも考えられる。

言葉の使いようではあるが、制度などの詳しいことを伝えたい、このような手続きが必要あるのでできればお母様と一緒に来ていただきたい旨を伝える等、言葉の使い方は特に福祉の場面においては重要と考えられるため、こちらも部内に周知していきたい。

(2) 令和4年度障害者差別解消法に係る区の実施等及び障害者差別解消法の改正について

資料4-1 令和4年度障害者差別解消法に係る区の実施等について  
(大田区障がい者実態調査結果)

資料4-2 令和4年度障害者差別解消法に係る区の実施等について

資料5 チラシ「障害者差別解消法が改正に 事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます」(内閣府ホームページより)

について、事務局から説明

杉山委員：

資料4-1 2ページ目の障がいがあることを理由に差別を感じた場所や場面の設問において、令和4年度調査から選択肢に「特にない」が追加されている理由は何か。

障害福祉課長：

「その他」という項目もあり、その他には選択肢にない場面を記載いただくようになっている。

どの選択肢にも該当しない方も考慮し、今回選択肢を増やすこととした。

杉山委員：

自分は知的障がい当事者であり読めない漢字がある。選択肢の中で読めるものは「ない」なので、知的障がい者は「特にない」という回答をされる人が多いと考えた。

石渡会長：

調査結果を見ると「特にない」(差別を受けたことがない人たち)人が大勢いるというふうに解釈をしまいがちであるが、当事者の立場からすると漢字が読めず、適切な回答ができなかったということが考えられる。

今後の対応等があれば教えていただきたい。

障害福祉課長：

調査票にはすべてルビを入れたものを送付している。また、インターネット版の調査票では、設問及び選択肢等すべて平仮名で記載をしている平仮名版もご用意もさせていただいている。

次回以降の調査において、いただいたご意見を踏まえ障がい者の意向等を把握し、より分かりやすい調査票となるよう検討していく。

「特にない」という表現も誤解を招く部分があったため、こちらも検討していく。

石渡会長：

調査票に関しては、ルビを振ったり平仮名版の用意がされているが、会議資料（実態調査より抜粋した箇所）についてルビが振られていない部分もある。

障害福祉課長：

調査票だけではなく、会議等でお示しする資料についても、配慮していきたい。

宮田委員：

資料4-1 1 ページ目の「障害者差別解消法の認知度」について、認知度は若干上がってきてはいるが、障がい当事者の6割～7割が「知らない」という回答で驚いている。

事業所においては、合理的配慮の提供が令和6年4月から義務化されるため、気を付けなければならないが、障がい当事者が法律を知らなければ差別を受けても相談することがない。

周知徹底は大変なことではあるが、障がい当事者にも法律や制度、相談先を周知する方法を皆で出していった方がよい。

障害福祉課長：

宮田委員の仰る通り、僅かながら障害者差別解消法の認知度は上がってきてはいるが課題はある状況。法改正もあるためあらゆる機会をとらえ周知に取り組んでいきたい。

また、どのような周知方法が効果的であるか、他団体の取組み等も参考にしながら引き続き取り組んでいきたい。

宮田委員：

実態調査の回答は、障がい当事者だけでなく家族や支援者が記載をすることもある。障がい当事者の6割～7割が「知らない」のであれば、障がいのない人で障害者差別解消法を知らない人は多いと思われる。

身近に障がい者がいない人や関わりがない人はあまり興味もなく、知らない人も多いことはわかるが、障がい当事者もこれだけの数が「知らない」ということには疑問を感じた。

福祉部長：

障がい当事者への周知について、本日、日々支援をされる立場の方、障がい当事者の方がいらっしゃるため、この機会に何かアイデア等があればぜひ伺いたい。

川崎委員：

障害者差別解消法の周知について、非常に難しいと感じている。合理的配慮という言葉も難しい。行政や各事業所では、学習会等をとおして周知啓発を進めているが、これを区民にどう周知していけばいいかが課題だと思う。地域で生活している障がい者について、いかに理解が得られるか課題である。

現在、ユニバーサルデザイン等、区民を対象として活動をしているがあまり進んでいない状態であるため、区民への周知を皆で考えていきたい。

牧野委員：

資料4-2 1ページ目「(1) 区民・事業所等への意識啓発 キ 知的障がい及び身体障がいの理解啓発に関する授業」とあるが、精神障がいの理解啓発に関する授業はないのか。

福祉部長：

「キ 知的障がい及び身体障がいの理解啓発に関する授業」は福祉管理課が中心となり、障がい者団体と協働で取り組んでいる。

身体障がいは特定非営利活動法人 大身連をはじめ、障がい者団体に協力をいただき、当事者が講師となり小学校の総合的な学習の時間において、講話や障がい体験等を行っている。

知的障がいは、大田区手をつなぐ育成会に協力をいただいている。

精神障がいは、川崎委員からも従前よりご意見、ご要望を伺っており、一度川崎委員と教員が話をする機会があった。

実際の教育現場に行き、児童と話をするのは少し早いということもあり、現状では身体障がい及び知的障がいに留まっているところである。

川崎委員：

総合教育の中には制度上、精神障がいが入っていない。そのため、教育委員会と連携し、少しずつ精神障がいの理解を深める取組みを実施しているところである。

学校関係では副校長会やPTA会等、橋渡しを福祉管理課に行っていた。

また、現在分かりやすい精神のプログラムを作成しており、教育委員会と話し合いながら、精神障がい者の理解を進めていきたいと思っている。制度に入るのは難しいため、出前講座のような形で開催できたらよいと考えている。

学務課長：

川崎委員及び福祉部長から話があったように、引き続き知的障がいと身体障がいの理解啓発も進めつつ、各団体と連携の上、総合的な学習の時間等を中心に周知啓発を進めていきたい。

牧野委員：

制度自体を知らない場合もあるため、発信していくことは重要である。例えば、作業所やグループホーム等への声掛けも必要になってくるのではないか。身近な人から話を伺うことで質問もしやすく浸透もしていくのではないかと思う。

閑製委員：

資料4-1 2ページ目 「障がいがあることを理由に差別を感じた場所や場面」18歳未満全体では、「学校や教育の場面」が前々回の時から回答が多い。

大田区手をつなぐ育成会では、知的障がい児・者の理解を進めるため、心のバリアフリーすすめ隊というチームを組み、区内の小中学校に出張授業を行っている。

資料4-2 1ページ目 「(1) 区民・事業所等への意識啓発 イ 障害者差別解消法の理解啓発に関する出張授業」では障害福祉課と連携している。

小中学校に出向き、障がい理解を広めているところではあるが、以前から学校や教育の場面で差別を感じる場面が多い。

本日は石渡会長も含め教育関係者も参加されているため、少しご意見を伺いたい。

石渡会長：

例えば修学旅行に危険だから連れていけない、運動会の競技に参加できないという話は50年前の世代が体験した差別で今も変わってないことが話題になる。何かあったらという理由で色々な体験ができないという現状である。

「学校や教育の場面」で障がいを理由とする差別が多いことは、身近な生活の場面であることが考えられる。危険がないよう活動していくためにはどうしたらよいか、様々な立場の方が建設的対話を通じて考えていかななくてはならない。

障がい者に対してそのような配慮ができるようになれば、事故もなくなり、学校全体としていい方向に向かうように感じる。

特別支援学校の状況については濱野委員からご意見いただきたい。

濱野委員：

「学校や教育での場面」における差別の具体的な内容を伺いたい。

本校は特別支援教育のセンター的機能を備えている学校として、矢口地域の小中学校に支援をしていく立場であるため参考としたい。

また、本校には特別支援教育コーディネーターが配置されており、コーディネーターを中心に、地域の小中学校の特別支援学級へ巡回指導、障がいの困難さを感じている教員への研修等も行っているため、引き続き支援を進めていきたい。

障害福祉課長：

「学校や教育での場面」での差別の具体的な内容は、生徒からの心ない言葉や仲間外れなどが挙げられている。

参考として18歳以上については、「職場」における差別が一番多く、具体的内容は、会社の人からのいじめや職場内における障がいへの理解不足、業務内容の限定

等が挙げられている。

石渡会長：

具体的な事例等を見ると、障がいのない人と障がい者が関わる場面では、差別があるということを認識した。理解を進めるというのは一番の課題であると感じた。

### (3) 合理的配慮などの取組みについて

東急バス株式会社 大関氏（石委員代理）から説明

大関氏：

従業員に対して年4回必ず全員が出席する会議があり、そこでは事業報告や業務の情報の共有、車いすの固定の仕方やベビーカーの乗車方法等について再徹底している。

大田区エリアは、高齢者やベビーカーを利用されるお客様も多い。車いす利用のお客様は東急バスの中で一番多いエリアである。

車内事故防止のために従業員それぞれが工夫しながら車内アナウンスも行っている。特に「発車します」と声かけする前は必ず着席を確認し、さらにもう一度確認の上発車すること、「曲がります」、「おつかまりください」、「揺れます、おつかまりください」といった車内アナウンスを行い車内事故防止に努めている。

車いす利用のお客様からの意見として、スロープ板が定位置に出ていない、バス停にしっかりついていないという意見もいただいている。

東急バスでは、大中小3種類のバスがあり、ガードレールにバスの前扉を合わせると後ろ扉が、逆に後ろ扉に合わせると前扉が合わなくなってしまう。

バス停の条件もあるため、高齢者、障がい者が安心・安全にご乗車できるか各自治体、関係各所に対し、ガードレールとバス扉の不一致がなくなるよう切り直してもらうよう話も進めている。

社内での取組みとして、高齢者疑似体験を研修で実施している。また、スケジュールが合えば障がい者を営業所に招き、講話をいただいている。

社外研修については東京バス協会を通じ、通年実施している研修に参加している。他にも、認知症サポーター養成講座やバリアフリー教育訓練、手話教室の受講や東京都障害者差別解消シンポジウムなども参加している。

それ以外では、公共交通として先陣を切り、バス車内においてヘルプマークの導入としてポスター、ステッカーの掲出、営業所におけるチラシ配布等を行いながら周知している。

バス車内の環境整備については、ノンステップバス（段差がないバス）の導入、高齢者が多いことを考慮し座席が多い車両を主に大田区内に配車している。

「バス停に止まるまで席を立たないでください」というポスターも営業所にて独自で作成し、啓発の活動をしている。車内のインフォメーションについても現在は、大型の液晶テレビを用い、1つ、2つ先のバス停までルビを振って見やすく表示している。

車内の床を滑りづらい素材に変えたり、車いす、ベビーカーがつけられる固定ベルトも設置している。

杵鞭委員：

運転手は親切で大変助かっている。

電動車いすを利用している知り合いの話ではあるが、雨の日にバスが通過した、乗車拒否を受けたという事例を聞いたことがある。

また、3月18日に障害者PASMOMOなどの障害者ICカードのサービスが開始されたが、運転手によっては、この仕組みを理解できていない人もいる。開始されてから時間も経っているので対応をお願いしたい。

宮澤委員：

特定非営利法人 大身連には車いす利用者、視覚障がい者、聴覚障がい者の3団体がおり皆、円滑にバスに乗りたいという気持ちがある。何か当事者が参画できるような研修会のようなものが出来ればと思う。

他のバス会社でバリアフリー研修を行っているところもあるため、東急バスとも何か研修会のようなものができればと思う。

荒木委員：

子どもが車いすでバスに乗車したことがあったが、他のお客様を待たせてしまうことは心苦しく、座席に座っている人を立たせ移動させることも申し訳ない気持ちになる。そのため車いすが乗るスペースをより分かりやすく掲示されているとありがたい。

また、車いす利用者が固定ベルトを着ける作業等は時間がかかるが、運転手はその研修の実施しているのか。

大関氏：

固定ベルトについては引っ張ってすぐに出せる固定ベルトの設置を増やしている。運転手は年4回の会議の場での研修だけではなく、実際に車いす利用者に固定ベルトを設置する機会は多く、慣れているためそこまで時間は要さない。

バスに乗車している人も車いす利用者のスペースということは理解されているため、互いに思いやりながら引き続き利用してほしい。

#### 4 その他

全体を通しての質問等

#### 5 閉会